

競技審判上の注意

- (1) 本大会は、令和6年度公益財団法人日本バドミントン協会競技規則、同大会運営規程及び同公認審判員規程により行います。
- (2) 審判は以下の通りとします。
 - ・初回戦のみ大会本部にて割当(審判1名、得点係1名)します。それ以降は試合の敗者が次の試合の審判と得点係となります。線審は毎試合ごとに各チームから1名出して下さい。
 - ・各種目の準々決勝より審判免許保有者にて審判をお願いします。準々決勝以降は、負けた選手が次の試合の得点係とし、勝った選手は次の試合の準備を行って下さい。
- (3) 全ての試合は流し込み方式(試合番号順に空いたコートに入る)で行います。館内のコールにご注意下さい。
- (4) 大会当日は選手招集所を設置します。招集係のアナウンスの指示に従い、速やかに選手招集所にお集まり下さい。
- (5) 試合が連続する場合は、原則として試合終了後10分後に次の試合を開始します。招集係の指示に従い、該当する選手は選手招集所にすみやかに集合してください。
- (6) バックバウンドリーライン後方にコーチ席2席を設けます。コーチ席に入ることができるのは、コーチ登録した監督・コーチのみとなります。
- (7) コールされたら指定のコートに速やかに移動し、審判は選手が揃ったらすぐに試合を開始して下さい。
- (8) コート入場後の公式練習はありません。
- (9) 各試合(マッチ)のインターバルは次のとおりです。
 - ① 5, 6年生A、5, 6年生B、3, 4年生以下の試合は21点3ゲームマッチ、延長あり(最大30点)の正式ルールとします。各ゲームにおいて一方のサイドが11点になったとき、60秒を超えないインターバルを認めます。選手は20秒前にはコートに入ってください。第1ゲームと第2ゲームの間、第2ゲームと第3ゲームの間に120秒を超えないインターバルを認めます。選手は20秒前にはコートに入ってください。
 - ② 2年生以下の試合は15点3ゲームマッチ、延長あり(最大21点)の正式ルールとします。ゲーム中のインターバルはなしとします。第1ゲームと第2ゲームの間、第2ゲームと第3ゲームの間に120秒を超えないインターバルを認めます。選手は20秒前にはコートに入ってください。
- (10) インターバル中でのアドバイスは、同時に2人までコートに入ってもよいが、審判が「20秒」とコールしたらすみやかにコートから離れてください。
- (11) 試合(マッチ)中の水分補給、汗拭き、ラケットの交換、靴ひもの締め直し等プレーを中断する場合は、必ず審判の許可を得てください。

なお、氷嚢の使用は、インターバル中のみ認めます。

 - ① ドリンク容器は、倒れてもこぼれない蓋付きボトルを使用し、審判横の指定した場所に置いて下さい。
 - ② 氷嚢は、コーチ席で小型の保冷バッグ(ソフトバック)等に入れ、保管してください。
- (12) 審判が必要と認めた以外のプレーの中断は、一切認めません。
- (13) シャトルの交換については審判が決定しますので、指示に従ってください。
- (14) 試合中のけがや病気に対しては、審判が判断します。審判が必要に応じて競技役員長(レフェリー)を呼んだ時は、競技役員長(レフェリー)の判断に従ってください。

- (15) **審判の判定に「抗議」や「異議」を唱えることは一切認めません。**もし判定に対して疑問のある場合には、次のサービスが行われる前に「質問」をすることができます。ここで質問のできる者とは、当該選手に限ります。試合(マッチ)中、インプレーでない時のアドバイスはコーチ席に座って行い、試合(マッチ)中はコートそばに立ってはいけません。
- また、監督・コーチが他のコートに移動する際は、必ずインプレーでないときに行ってください。
- (16) 競技フロア内での携帯電話等の使用は、一切認めません。携帯電話等は電源を切るかマナーモードにしてください。
- (17) 試合中にモバイル機器(iPad・携帯電話等)を使用したアドバイス・コーチングは禁止します。
- (18) 試合中の服装は、白または(公財)日本バドミントン協会審査合格品とし、試合時必ず上着の背面中央にゼッケンを付けてください。ゼッケンは縦 25 cm以内、横 30 cm以内とし、チーム名及び個人名(フルネーム)を明記してください。なお、文字の大きさは高さ 6 cmから 10 cmを厳守とし、ユニフォームの広告(ロゴ)については、令和 3 年 12 月 26 日付の日小連文書のとおりとします。また、ゲーム開始時には上衣の裾は下衣の中に入れてください。ゲーム中に出た場合は、ラリー終了後に再度入れ直してください。
- (19) 監督・コーチは所定の名札(ID カード)を着用の上、服装は公認審判員規程第 23 条及び第 24 条を厳守して下さい
- (20) その他は、代表者会議における打合せ事項のとおりとします。